

事案書 (  経営会議  調整会議 )

開催日：平成 24 年 7 月 3 日 (火)

担当課：政策部 総合政策課

<p>件 名：第 8 次大和市総合計画・後期基本計画の策定方針等について</p>	
<p>提出理由：第 8 次大和市総合計画・後期基本計画策定の基本的な方向性について了承を得るため</p>	
<p>内 容：</p>	
<p>1. 策定の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本市では、目標年次を平成 30 年度とする第 8 次総合計画を平成 21 年に策定し、将来都市像に掲げた「健康創造都市 やまと」の実現に向け諸施策を展開してきた。</li> <li>平成 25 年度をもって総合計画の前期基本計画期間が終了するため、平成 26 年度から 30 年度までの後期基本計画を策定する必要がある。</li> <li>急速に進む高齢化や東日本大震災の影響等、本市を取り巻く社会情勢の変化に適切に対応していくことが求められている。</li> </ul> <p>2. 総合計画の構造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、本市の総合計画は、基本構想 (10 年)、基本計画 (5 年)、実施計画 (3 年) の三層構造となっている。</li> <li>このうち基本構想は、目標年次を平成 30 年度とする長期展望であり、既に議決を得ていることから、今回見直しは行わない。</li> <li>基本計画については、18 の個別目標等により構成しており、今回内容を検証のうえ改定を行う。</li> <li>なお、実施計画は後期基本計画策定にあわせ、平成 26 年度から 28 年度について策定し、以後毎年度見直しを行っていく。</li> </ul> <p>3. 策定の内容</p> <p>(1) 後期基本計画の目標年次と人口 目標年次 平成 30 年度、人口 約 23 万 4 千人</p> <p>(2) 土地利用の方針 基本構想における土地利用の方向に基づき、市街化区域及び市街化調整区域に関する土地利用の方針を策定する。</p> <p>(3) 個別目標 現在の 18 項目を基本とするも、課題を見据えた明確な目標となるよう再編するものとする。</p> <p>(4) めざす成果及び成果を計る指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個別目標の再編にあわせ、より具体的なものとなるよう検討する。</li> <li>指標の設定は、成果を定量的に計るものとして極力アウトカム指標となるように検討する。</li> </ul>	<p>(5) 行政経営にかかわる個別方針 社会経済状況の変化や、高度化、多様化する市民ニーズを踏まえ、より一層効率的、効果的な行政経営を行う旨の方針に再編する。</p> <p>4. 後期基本計画策定の進め方</p> <p>(1) 策定体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>庁議 策定方針及び計画案を審議する。</li> <li>トップミーティング 策定状況を随時報告する。</li> <li>庁内検討会議 (総務担当課長で構成) 策定に向けた具体的な議論を行う。</li> <li>若手職員によるワーキンググループ 市民討議会に参加し、課題抽出に参画する。</li> <li>総合計画審議会 (有識者・公募市民で構成) 施策評価及び諮問を受け審議・答申を行う。</li> </ul> <p>(2) 市民意見の収集方法 サイレントマジョリティを含む市民の意見を広く聴取し、計画に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民意識調査 (H23. 11 月実施済)</li> <li>市民アンケート調査 (イベント時実施)</li> <li>e モニターによるアンケート調査 (6 月実施済)</li> <li>総合計画審議会の公募市民登用 (7 月予定)</li> <li>市民討議会 (10 月予定)</li> <li>意見交換会、意見公募手続 (H25. 6~7 月予定)</li> </ul> <p>(3) 施策評価の実施 過去 3 か年にわたるめざす成果への到達状況及び個別目標の達成状況について確認する。</p> <p>(4) 後期 5 か年に向けて考えられる課題とその反映 本市を取り巻く社会情勢の変化、市民意見及び施策評価の結果から後期基本計画に反映すべき課題や必要な施策を明らかにし、後期基本計画に明確な目標を提示するものとする。</p> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方自治法改正 (H23. 5 月) により基本構想の策定義務はなくなったが、行政運営上の重要性を鑑み引き続き基本構想を堅持しつつ後期基本計画を策定することとする。</li> </ul>
<p>経 過</p> <p>H21. 3 第 8 次大和市総合計画策定 H22~H23 めざす成果の進行管理実施 H23. 11 市民意識調査実施 H24. 4 総合政策課に総合計画担当を設置 H24. 6 e モニターによるアンケート調査実施</p>	<p>今後の予定</p> <p>H24. 7~ 施策評価実施 H24. 7 総合計画審議会に諮問 H24. 10 市民討議会実施 H25. 5 総合計画審議会より答申 H25. 6~ 市民意見交換会の実施、市民意見公募手続 H25. 9 後期基本計画及び実施計画策定</p>